

【分冊1】

証券コード 7733

平成24年3月29日

株 主 各 位

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

オリンパス株式会社

代表取締役 高山 修一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。平成24年4月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年4月20日（金曜日）午前10時
（受付の混雑が予想されますので、お早目にご来場ください。
当日は午前8時30分受付開始予定です。）
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4丁目1番
ホテルニューオータニ ザ・メイン 宴会場階 「鶴の間」
（昨年の定時株主総会とは会場が異なりますので、お間違えのない
ようご注意ください。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項
報告事項
 1. 当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題の経過
およびこれまでの取組み報告の件
 2. 当社の今後の経営改革に向けた対応報告の件
 3. 訂正後の以下の①乃至⑤の各事業年度事業報告の内容、連
結計算書類の内容ならびに会計監査人等および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - ①第143期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
 - ②第142期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
 - ③第141期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
 - ④第140期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
 - ⑤第139期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 訂正後の第143期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類承認の件 |
| 第2号議案 | 訂正後の第142期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類承認の件 |
| 第3号議案 | 訂正後の第141期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類承認の件 |
| 第4号議案 | 訂正後の第140期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類承認の件 |
| 第5号議案 | 訂正後の第139期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類承認の件 |
| 第6号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第7号議案 | 監査役4名選任の件 |

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年4月19日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては、20頁から21頁に記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使は、平成24年4月19日（木曜日）午後5時30分まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効としますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。  
◎本臨時株主総会招集ご通知は【分冊1】【分冊2】【分冊3】で構成されており、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.olympus.co.jp/>）に修正後の事項を掲載します。

## 株主の皆さまへ

このたびは、当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題により、株主の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

つきましては、これまでの経過および取組みならびに当社の今後の経営改革に向けた対応、損失計上の先送り等に係る過年度決算の訂正につき、下記のとおりご報告申し上げます。

当社は一日も早い信頼回復に向け、抜本的な改革に取り組んでまいります。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題の経過およびこれまでの取組み報告の件

##### (1) 第三者委員会による調査

当社は、平成23年10月中旬以降の当社を取り巻く報道状況、株主からの要請、監査法人からの要請等を考慮し、過去の買収案件に関して、不正ないしは不適切な行為または妥当性を欠く経営判断があったか否かについて、真相の究明を尽くすべく、独立性を確保した調査委員会による厳正かつ徹底した調査を行い、かつ当社のコーポレート・ガバナンス体制等の改善に資する提言をいただくため、平成23年10月21日には弁護士等からなる調査委員会（以下「第三者委員会」）の設立準備を進めていることを明らかにし、同年11月1日に当社と利害関係のない弁護士等からなる第三者委員会を設置いたしました。

第三者委員会の構成は以下のとおりです（敬称略）。

|     |       |                            |
|-----|-------|----------------------------|
| 委員長 | 甲斐中辰夫 | （弁護士・元最高裁判所判事、元東京高等検察庁検事長） |
| 委員  | 中込秀樹  | （弁護士・元名古屋高等裁判所長官）          |
| 委員  | 有田知徳  | （弁護士・元福岡高等検察庁検事長）          |
| 委員  | 須藤 修  | （弁護士）                      |
| 委員  | 片山英二  | （弁護士）                      |
| 委員  | 滝口勝昭  | （公認会計士）                    |

この第三者委員会の調査に対し、当社は情報提供等の全面的な協力を行っておりましたが、同月8日、その調査過程において、当社が1990年代頃頃から有価証券投資等に係る損失計上の先送りを行っていたこと、および国内子会社3社（株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社、株式会社ヒューマラボ、以下「国内子会社3社」）およびGyrus Group

PLC（以下「ジャイラス」）の買収案件が当該損失の解消に利用されていたことが判明しました。

このような事態を受け、同日、当社は、第三者委員会に対して、過去の損失計上の先送りに係る事実関係についても調査対象としていただくよう依頼しました。当社は、第三者委員会の調査に対して、引き続き全面的に協力し、情報提供等を行うことにより、真相の究明に努めました。その結果、同委員会より、同年12月6日付で調査報告書を受領しました。その調査により判明した事実関係およびコーポレート・ガバナンス体制等に関する改善策の提言の概要は、以下のとおりです。

(a) 過去の損失計上の先送りおよび損失解消スキームの概要

当社は、バブル経済の崩壊以降、金融資産の積極的な運用による多額の含み損を抱えるようになり、1990年代後半には1,000億円近い金融資産の含み損が生じていました。金融資産の会計基準変更による時価会計適用に伴う含み損の表面化を回避するため（損失計上を先送りするため）、平成12年3月期までに、当該金融資産を連結対象外の受け皿となる複数のファンド（以下「受け皿ファンド」）に簿価で譲渡することにより連結貸借対照表から含み損を分離しました。

具体的には、①当社の預金等を担保に銀行から受け皿ファンドに融資をさせる、あるいは②当社においてファンドを設立して出資を行い、当該ファンドから受け皿ファンドへ貸付や出資等をする方法により、受け皿ファンドに資金を供給したうえで、この資金を用いて、受け皿ファンドに損失を抱えた金融商品等を契約金額（簿価）で購入させることで、含み損を連結対象外に分離する方法がとられました。

その後、当社では、平成19年以降において、①国内子会社3社を当社が受け皿ファンドから高い価格で買収する方法、および②ジャイラスの買収に際してアドバイザーに手数料等の名目で金銭を支払う方法を用いて、連結対象外に分離された損失の解消が図られました。具体的には、当社からは、国内子会社3社の買収資金として約720億円、ジャイラス買収に伴う手数料等として約630億円、合計約1,350億円の資金が支出されました。その資金は、受け皿ファンドに流されると、受け皿ファンドの銀行借入れの返済に充てられ、担保となっていた当社の預金等は解放されます。また、受け皿ファンドに流れた資金を用いて、受け皿ファンドが清算されると、当社が設立したファンドに資金が流れ、最終的には、当社に資金が還流いたします。このようにして、当社は受け皿ファンドに供給した資金を回収する一方で、分離された損失を、国内子会社3社やジャイラスの「のれん」に置き換えて資産計上し、のれんの償却費や減損損失として計上することにより、損失を解消いたしました。

(b) 反社会的勢力との関係等

かかる損失処理の実行過程において、反社会的勢力の関与は認められませんでした。また、個人による着服も認められませんでした。

(c) コーポレート・ガバナンス改善の必要性

当社の取締役会はコーポレート・ガバナンスの中核として果たすべき監督責任を果たしておらず、また監査役会も調査・検討が杜撰であったとのご指摘があり、当社はコーポレート・ガバナンス改善の必要性を強く求められました。

(d) 本件事案の発生原因および再発防止策

本件については、経営トップの主導により一部の幹部が秘密裡に行っていたこと、ワンマン体制のもと意見を自由に言えない企業風土や役員の意識に問題があったこと、隠蔽等が巧妙で取締役会や監査役会に必要な情報がほとんど提供されなかったこと、会社法上の各機関が役割を果たしていなかったことなどのご指摘もいただきました。そのうえで再発防止策として、役員の交代、コーポレート・ガバナンスのあり方の徹底的な見直し、および経営監視の必要性などのご提言をいただきました。

(2) 過年度決算の訂正

この過去の損失計上の先送りを受け、当社は、平成19年3月期以降の有価証券報告書および四半期報告書の一部について、損失計上を先送りするために連結対象外とされた含み損を過年度の当社の損失として認識する内容の訂正を行いました。

具体的には、受け皿ファンドを当社が実質的に支配していたと判断し、これを連結することにより、受け皿ファンドの含み損等を連結財務諸表に反映させました。加えて、受け皿ファンドに還流し、損失の補填に利用された国内子会社3社の買収資金、およびジャイラスの買収に際しアドバイザーに支払った手数料や優先株の買戻し資金について、連結貸借対照表上のれんとして計上されていたものを取り消すとともに、同のれんの償却費および減損損失も取り消すなどの会計処理を行いました。

その結果、当社は、訂正報告書提出期間の期首である平成18年4月1日時点の損失1,183億52百万円を連結貸借対照表上の期首利益剰余金から減額し、平成23年12月14日に平成24年3月期第2四半期報告書および過去5期分の有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

(3) 会社法上の計算書類の訂正

当社は、上述した有価証券報告書および四半期報告書と同様に、過去の損失計上の先送り等の結果、従前ご報告しておりました平成19年3月期以降の5期分に係る計算書類に重要な誤謬が存在すると判断し、かかる誤謬を訂正した計算書類を改めて作成の上、本総会においてご承認をいただくべく株主の皆さまにお諮りすることといたしました。

(4) 取締役責任調査委員会および監査役等責任調査委員会の設置および調査ならびに役員に対する損害賠償請求訴訟（責任追及等の訴え）の提起

当社は、第三者委員会による調査報告を受け、過去の損失計上の先送り等の一連の問題に関する現旧取締役、監査役、執行役員および会計監査人の法的責任の有無を明確化するため、平成23年12月7日、独立性を確保した利害関係のない立場にある取締役責任調査委員会および監査役等責任調査委員会を設置し、両委員会に対して、調査・検討を依頼するとともに、その調査に全面的に協力いたしました。

その結果、両委員会より、平成24年1月7日および同月16日付でそれぞれ調査報告書が提出され、その調査結果として、現旧取締役19名、現旧監査役5名について、それぞれ法的責任があるとの判断がなされました。これを受け、当社は、監査役会において、法的責任があるとされた上記現旧取締役19名に対して提訴を行うのが相当である旨の決議をし、同月8日に36億1,000万円を上限とする損害賠償請求訴訟（責任追及等の訴え）を提起しました。また、当社は、取締役会において、法的責任があるとされた上記現旧監査役5名に対して提訴を行うのが相当である旨の決議をし、同月17日に10億円を上限とする損害賠償請求訴訟（責任追及等の訴え）を提起しました。

(5) 経営改革委員会の設置等

当社は、損失計上の先送りが行われていたことが明らかとなった後、速やかに2つの社内検討チーム（ガバナンス検討チームおよびビジョン検討チーム）を発足し、経営体制の刷新と事業の見直しに着手いたしました。さらに、第三者委員会の調査報告および提言の内容を受け、社内での議論の成果を株主総会に報告・提案するにあたり、その内容を事前に審査・承認いただくため、平成23年12月7日、取締役会において、当社および当社取締役とは利害関係のない外部有識者による経営改革委員会の設置を決議し、同月より同委員会において検討が開始されました。

経営改革委員会の構成は以下のとおりです（敬称略）。

- 委員 河上和雄 （弁護士・元最高検察庁公判部長）  
委員 西川元啓 （弁護士・元新日本製鐵株式会社常務取締役）  
委員 蛭田史郎 （旭化成株式会社最高顧問）

当社は、当社グループ全体の経営体制の刷新、コーポレート・ガバナンス体制、内部統制システムおよびコンプライアンス体制ならびに事業見直し等について社内で検討を進めるにあたり、経営改革委員会から指導および勧告を受けました。その際、経営改革委員会には、株主、取引先、顧客、金融機関、従業員その他利害関係人から意見聴取する機会を設けていただき、その内容を集約、検討していただきました。

## 2. 当社の今後の経営改革に向けた対応報告の件

### (1) 特設注意市場銘柄の指定およびその解除に向けた取組み等

当社株式は、東京証券取引所より、平成23年12月6日付で監理銘柄（審査中）に指定されていましたが、平成24年1月21日付で監理銘柄の指定を解除されるとともに特設注意市場銘柄に指定されました。同取引所によるこの決定を受けて、当面、当社株式の上場が廃止されるという事態は回避されました。今後は年に一度、内部管理体制の状況等について記載した内部管理体制確認書を同取引所に提出することとなります。提出される内部管理体制確認書に基づき、同取引所から内部管理体制等に問題があると認められない場合には、本指定が解除されることとなります。

当社は、1年での本指定の解除を目指して「上場審査プロジェクト」を立ち上げ、コーポレート・ガバナンスの徹底強化に向けて、専門家の協力を得ながら信頼回復に向けた抜本的な改革を進めております。

なお、当社は、平成24年3月6日付で証券取引等監視委員会が証券取引法および金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出）の嫌疑で、当社を東京地方検察庁検察官に告発したことを確認しました。また、同月7日付で、同庁検察官から、告発の内容と同様の趣旨の公訴事実で当社を起訴した旨の通知を受けました。当社としては、今回の起訴を厳粛に受け止め、引き続きコーポレート・ガバナンス体制、内部統制システムおよびコンプライアンス体制の再構築を進めてまいります。

### (2) 再発防止策

当社は、今回のような事態を二度と引き起こさないために、第三者委員会の調査報告書において指摘された問題点、再発防止に向けた提言を踏まえ、社内のチームにおいてコーポレート・ガバナンス体制の

強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直しを経営改革委員会の助言を得て検討し、以下の再発防止策を取りまとめました。今後、新体制において具体策を講じてまいります。

## ① コーポレート・ガバナンス体制の強化

### (a) 執行と監督の明確な分離

- (ア) 取締役会の構成員の過半数を独立性の高い社外取締役とする。
- (イ) 取締役会議長は、社長以外の者（＝会長）が務める。
- (ウ) 取締役相互間のみならず、取締役会が執行役員の業務執行を監督する。

### (b) 執行機関に対する監督機関の権限・機能強化

- (ア) 過半数を社外取締役で構成する独立委員会を任意設置し、各取締役および監査役ならびに会長および社長の候補者指名ならびに取締役の報酬決定を行う。
- (イ) 社長の最長在任期間、役付執行役員の担当部門における最長在任期間、および上限年齢を制定する。
- (ウ) 取締役会への付議ルール等の見直し、運用面での徹底を行う。

### (c) 社外取締役および監査役の選定の公正性確保およびその役割・機能の拡大

- (ア) 社外取締役および監査役候補者の指名にあたっては、独立性・客観性を重視して選定の要件・基準を明確にする。
- (イ) 常勤監査役のうち1名を社外から招聘する。そのサポートを目的として監査役室スタッフを拡充する。

### (d) 積極的な情報開示

投資家の観点から有用と思われる情報を適時かつ積極的に開示する。

## ② 内部統制システムの整備

### (a) 社内牽制体制の整備

- (ア) コーポレート部門の位置付けおよび発揮すべき牽制機能を明確化する。
- (イ) コーポレート部門が実施する案件に対する牽制のしくみを整備する。
- (ウ) 決裁規程、稟議・経営執行会議付議ルールの見直し、運用面での徹底を行う。



- (b) 事業投資案件、子会社・関係会社の適切な管理
  - (ア) コーポレート部門において、事業投資を管理統括する機能を整備する。
  - (イ) 本社における各子会社・関係会社の運営・責任主体（＝主管組織）を明確にする。
  - (ウ) 子会社・関係会社の管理要領を定め、定期的なモニタリングを実施する。
  - (エ) 新規投資ガイドライン・重点管理先抽出ガイドラインの設定を検討する。
  
- (c) 不正防止に向けた人事面での改善
  - 人事ローテーションをルール化し、特定ポジションの役職任期を設定する。
  
- (d) 内部監査の拡充
  - (ア) 内部監査部門の独立性を確保し、陣容を拡充する。
  - (イ) 内部監査の質的向上を図る。
  - (ウ) 監査役監査と内部監査の連携強化を図る。

### ③ コンプライアンス体制の見直し

- (a) 経営陣のコンプライアンスに対する意識改革およびアカウンタビリティの強化
  - (ア) 「オリンパスグループ企業行動憲章」・「オリンパスグループ行動規範」の見直しを行い、「グローバルコンプライアンスガイドライン」を策定する。
  - (イ) 経営陣によるコンプライアンスコミットメント宣言を行う。
  - (ウ) コンプライアンス推進状況を公表する。
  
- (b) コンプライアンスの推進を一層強化する体制の整備
  - (ア) 社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
  - (イ) チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の任命および定期的ローテーションを行う。
  - (ウ) コンプライアンス組織の拡充を図る。
  
- (c) コンプライアンス意識の醸成・徹底
  - (ア) 各階層におけるコンプライアンス教育の拡充を図る。
  - (イ) コンプライアンス意識調査を定期的実施する。

(d) 内部通報制度の拡充

- (ア) 内部通報窓口の社外設置など、通報窓口を整備・拡充する。
- (イ) 不正を知った者の内部通報義務を明確化する。

(3) 今後の事業の見直し

当社は、信頼の回復に向けて、事業と財務の強化を図り、様々なステークホルダーの皆さまにその価値を還元するため、社内のチームにて、今後の事業の見直しについて重点的に検討を進めてまいりました。経営改革委員会からのご助言もいただいたなかで、現時点での議論の到達点は以下のとおりです。当社の事業につきましては、今後、新体制のもとで、より具体的な見直しの検討を進めてまいります。

① 経営課題

- (a) 拡大した事業ポートフォリオの再検証
- (b) 事業構造・収益構造の見直し
- (c) 安定した財務体質の早期回復

② 経営方針

- (a) 原点回帰 — Opto-Digital Technology
- (b) One Olympus
- (c) 利益ある成長

③ 取り組むべき重点施策

- (a) 事業収益、特にコア事業における収益の極大化
- (b) 間接コスト削減の徹底
- (c) 資産のスリム化と自己資本比率の早期改善

**3. 過去5期分の訂正後の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人等および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件**

当社は、「1. 当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題の経過およびこれまでの取組み報告の件」で述べたとおり、国内子会社3社およびジャイラスの買収案件を利用した過去の損失計上の先送り等の結果、平成19年3月期以降の5期分に係る連結計算書類に重要な誤謬が存在すると判断し、連結対象外とされていた含み損を過年度の当社の損失として認識するため、関連する誤謬を訂正した事業報告および連結計算書類を改めて作成いたしました。

これら5期分の訂正内容につきましては、会計監査人等および監査役会の監査報告とあわせ、「臨時株主総会招集ご通知添付書類」分冊2および分冊3に記載しております。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

- 第1号議案** 訂正後の第143期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類承認の件
- 第2号議案** 訂正後の第142期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類承認の件
- 第3号議案** 訂正後の第141期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類承認の件
- 第4号議案** 訂正後の第140期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類承認の件
- 第5号議案** 訂正後の第139期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類承認の件

このたびの過年度決算の訂正に伴う訂正後の第143期乃至第139期計算書類は、添付書類分冊2および分冊3に記載のとおりです。

当社は、平成23年11月8日に、当社が過去の買収案件を利用して損失計上の先送りを行っていることが判明したことから、平成19年3月期から平成23年3月期までの決算の見直しおよび訂正を行うこととしました。

つきましては、改めて訂正後の第143期乃至第139期計算書類の承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役会といたしましては、訂正後の第143期乃至第139期計算書類は過年度決算の訂正を適正に反映し、表示しているものと判断しております。

第6号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（11名）が辞任により退任いたしますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | ※<br>木本 泰行<br>(昭和24年2月26日生) | 昭和46年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行<br>平成10年6月 同行取締役<br>平成11年6月 同行執行役員<br>平成14年6月 同行常務執行役員<br>平成16年4月 同行常務取締役兼常務執行役員<br>平成17年6月 同行専務取締役兼専務執行役員<br>平成18年5月 株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員に就任、現在に至る                       | 0株             |
| 2     | ※<br>笹 宏行<br>(昭和30年9月14日生)  | 昭和57年4月 当社入社<br>平成13年4月 当社内視鏡事業企画部長<br>平成17年4月 オリンパスメディカルシステムズ株式会社第1開発本部長<br>平成19年4月 同社マーケティング本部長、現在に至る<br>平成19年6月 当社執行役員に就任、現在に至る<br>オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役に就任、現在に至る<br>平成24年3月 当社社長付兼情報通信事業グループプレジデント付、現在に至る | 6,273株         |
| 3     | ※<br>藤塚 英明<br>(昭和30年9月1日生)  | 昭和55年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>平成19年6月 同行執行役員<br>平成22年6月 千歳興産株式会社取締役社長に就任、現在に至る                                                                                                                         | 0株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | ※<br>たけ うち やす お<br>竹内康雄<br>(昭和32年2月25日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成17年4月 オリパスメディカルシステムズ株式会社統括本部長<br>平成21年4月 Olympus Europa Holding GmbH取締役<br>平成21年6月 当社執行役員に就任、現在に至る<br>平成23年10月 Olympus Europa Holding GmbH取締役会長に就任、現在に至る<br>平成24年2月 当社コーポレートセンター長付、現在に至る<br>平成24年3月 当社グループ経営統括室長付、現在に至る                                                                        | 3,900株         |
| 5     | ※<br>はやし しげ お<br>林 繁 雄<br>(昭和32年8月21日生)  | 昭和56年4月 当社入社<br>平成15年4月 当社経営戦略部生産革新担当部長<br>平成18年1月 当社生産調査部長<br>平成20年4月 当社伊那工場長、現在に至る<br>平成21年6月 当社執行役員に就任、現在に至る<br>平成22年4月 当社ものづくり革新センター製造技術本部長<br>平成23年10月 長野オリンパス株式会社代表取締役社長に就任、現在に至る<br>平成24年3月 当社ものづくり革新センター長付、現在に至る                                                                                         | 3,000株         |
| 6     | ※<br>ご とう たく や<br>後藤卓也<br>(昭和15年8月19日生)  | 昭和39年4月 花王石鹼株式会社(現花王株式会社)入社<br>平成2年6月 同社取締役<br>平成3年7月 同社常務取締役<br>平成8年6月 同社専務取締役<br>平成9年6月 同社代表取締役社長<br>平成16年6月 同社取締役会長<br>平成17年3月 旭硝子株式会社取締役<br>平成17年6月 長瀬産業株式会社取締役<br>平成18年6月 株式会社リコー取締役<br>平成20年6月 花王株式会社顧問<br>平成23年6月 J S R株式会社取締役に就任、現在に至る<br>＜重要な兼職の状況＞<br>J S R株式会社取締役<br>日本マーケティング協会会長<br>アジア・マーケティング連盟会長 | 0株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7     | ※<br>ひる た し ろう<br>蛭田史郎<br>(昭和16年12月20日生)  | 昭和39年4月 旭化成工業株式会社<br>(現旭化成株式会社)<br>入社<br>平成9年6月 同社取締役<br>平成11年6月 同社常務取締役<br>平成13年6月 同社専務取締役<br>平成14年6月 同社取締役副社長<br>平成15年4月 同社代表取締役社長<br>平成22年4月 同社取締役最高顧問<br>平成22年6月 同社最高顧問に就任、<br>現在に至る<br>平成23年3月 株式会社日本経済新聞<br>社監査役に就任、現在<br>に至る<br><重要な兼職の状況><br>株式会社日本経済新聞社監査役                                                                                                                                                                                                                                                               | 0株             |
| 8     | ※<br>ふじ た すみ たか<br>藤田純孝<br>(昭和17年12月24日生) | 昭和40年4月 伊藤忠商事株式会社入<br>社<br>平成7年6月 同社取締役<br>平成9年4月 同社常務取締役<br>平成10年4月 同社代表取締役常務取<br>締役<br>平成11年4月 同社代表取締役専務取<br>締役<br>平成13年4月 同社代表取締役副社長<br>平成18年4月 同社代表取締役副会長<br>平成18年6月 同社取締役副会長<br>平成19年6月 株式会社オリエントコ<br>ーポレーション取締役<br>平成20年6月 伊藤忠商事株式会社相<br>談役<br>古河電気工業株式会社<br>取締役に就任、現在に<br>至る<br>日本興亜損害保険株式<br>会社監査役<br>平成21年6月 日本板硝子株式会社取<br>締役に就任、現在に至<br>る<br>平成22年4月 NKS Jホールディ<br>ングス株式会社取締役に<br>就任、現在に至る<br>平成23年7月 伊藤忠商事株式会社理<br>事に就任、現在に至る<br><重要な兼職の状況><br>古河電気工業株式会社取締役<br>日本板硝子株式会社取締役<br>NKS Jホールディングス株式会<br>社取締役<br>日本CFO協会理事長 | 0株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9     | ※<br>にし かわ もと よし<br>西川元啓<br>(昭和21年1月1日生) | 昭和43年4月 八幡製鐵株式会社(現<br>新日本製鐵株式会社)<br>入社<br>平成9年6月 同社取締役<br>平成13年4月 同社常務取締役<br>平成15年6月 同社常任顧問(チーフ<br>リーガルカウンセル)<br>平成19年7月 同社顧問<br>平成21年6月 株式会社日鉄エレッ<br>ス監査役<br>平成22年4月 NKS Jホールディ<br>ングス株式会社監査役に<br>就任、現在に至る<br>平成23年7月 東京弁護士会弁護士登<br>録<br>野村綜合法律事務所入<br>所、現在に至る<br><重要な兼職の状況><br>NKS Jホールディングス株式会<br>社監査役                                         | 0株             |
| 10    | ※<br>いま い ひかり<br>今井光<br>(昭和24年7月23日生)    | 昭和49年4月 山一證券株式会社入社<br>昭和61年1月 モルガン・スタンレー<br>証券会社入社<br>平成5年4月 メリルリンチ証券株式<br>会社入社<br>平成11年1月 メリルリンチ日本証券<br>株式会社副会長<br>平成19年11月 株式会社レコフ取締役<br>副社長<br>平成20年4月 同社代表取締役社長                                                                                                                                                                               | 0株             |
| 11    | ※<br>ふじ い きよ たか<br>藤井清孝<br>(昭和32年2月10日生) | 昭和56年4月 マッキンゼー・アン<br>ド・カンパニー入社<br>昭和61年9月 The First Boston<br>Corporation入社<br>平成5年6月 日本ブーズ・アレン・<br>ハミルトン株式会社取<br>締役副社長<br>平成9年9月 日本ケイデンス・デザ<br>イン・システムズ株式<br>会社代表取締役社長<br>平成12年1月 SAPジャパン株式会<br>社代表取締役社長<br>平成18年5月 LVJグループ株式会<br>社代表取締役社長<br>平成20年10月 ベタープレイス・ジャ<br>パン株式会社代表取締<br>役社長に就任、現在に<br>至る<br><重要な兼職の状況><br>ベタープレイス・ジャパン株式会<br>社代表取締役社長 | 0株             |

- (注) 1. ※印は新任候補者です。
2. 取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者および第7号議案の監査役候補者（以下あわせて「役員候補者」）の決定プロセスについて  
役員候補者を決定したプロセスは次のとおりです。
- (1) 本年1月16日、本総会に付議する役員候補者を選定するため、取締役会決議により「指名委員会」を設置し、損失計上の先送りやその解消に全く関与していない社外取締役2名（林田康男氏、来間紘氏）を委員に選任しました。
- (2) 指名委員会は、経営改革委員会から選考方針等について指導を受けながら、広く社内外より候補者を選び、ステークホルダーの意見を適宜の方法で聴取しつつ、候補者本人にも面談するなどし、選考を続けました。
- (3) 一方、経営改革委員会も、国内外の主要株主、金融機関、労働組合、当社役員およびOB等のステークホルダーから適宜、意見を聴取し、指名委員会が推薦する社内取締役候補者とは直接面談するなどの方法により検討しました。
- (4) 上記の選考を約1カ月間集中的に行った後、指名委員会は多数の候補者の中から、新任取締役候補者11名、新任監査役候補者4名を経営改革委員会に提示しました。最終的には、当社の不祥事を踏まえ、執行と監督の分離という観点から取締役会による経営監視機能を重視し、新任取締役候補者11名のうち8名を社外から招聘、うち6名は非常勤の社外取締役候補者となりました。また、経営およびコンプライアンスに関する専門知識、当社の現状に対する理解等、諸般の事情を総合的に考慮した結果、指名委員会は、経営改革委員会の委員2名を社外取締役候補者に含めることとしました。なお、新任監査役候補者4名のうち3名も社外から招聘することとしました。
- (5) 経営改革委員会は、指名委員会の意見と経営改革委員会自身の調査や検討結果に基づき、指名委員会から提示された候補者を了承しました。
- (6) 経営改革委員会の了承を得た候補者は指名委員会の委員により本年2月27日の取締役会に提案され、承認する旨の取締役会決議がなされました。
4. 後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井光および藤井清孝の各氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者です。
5. 蛭田史郎および西川元啓の両氏は、経営改革委員会の委員として当社より報酬を受けています。
6. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役候補者に関する特記事項について
- (1) 後藤卓也氏は、花王株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。  
なお、後藤卓也氏が平成17年3月から平成21年3月まで社外取締役に就任していた旭硝子株式会社において、平成20年11月12日付で欧州委員会から自動車ガラスのカルテルに関する課徴金の支払命令を受け、平成21年2月6日に課徴金支払いに応じる決定をいたしました。当該課徴金は、後藤卓也氏が同社の社外取締役に就任する以前の平成10年から平成15年までの5年間になされたカルテルを対象としておりましたが、欧州委員会からの課徴金支払命令を受けた後、同氏はコンプライアンス強化および再発防止策等につき、同社の取締役会にて適宜発言を行いました。
- (2) 蛭田史郎氏は、旭化成株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (3) 藤田純孝氏は、伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。  
なお、同氏が平成20年6月まで取締役に就任していた伊藤忠商事株式会社は、平成20年3月に元従業員が外国産飲料用エタノールに係る取引について不適切な会計処理を行っていたことを、また、同年10月に同社が重機械および資機材等に係る三国間貿易取引について不適切な会計処理を行っていたことをそれぞれ公表しました。同氏は、いずれの事実にも関与しておらず、日頃より同社取締役会等においてコンプライアンス・内部統制の強化を指示し、事実の判明後は、再発防止措置の徹底を指示しております。



また、同氏が平成20年6月より社外取締役役に就任している古河電気工業株式会社は、平成20年8月に製品の一部分にJIS規格と異なった試験で品質に関わる性能値を算出したとして、日本品質保証機構よりJISマーク認証の取消処分を受けました（平成21年4月9日付で認証を再取得）。平成21年3月には、架橋高発泡ポリエチレンシートに係る取引に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、同社は公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。平成22年5月には、光ファイバーケーブルおよび同関連製品の取引に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、同社は同委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。平成23年9月には、自動車用ワイヤーハーネスおよび同関連製品に係る競合他社とのカルテル行為に関して、同社は米国司法省との間で罰金を支払うことに合意しました。同氏は、いずれの事実にも関与しておらず、また、いずれの違反行為も認識しておりませんでした。日頃より同社の取締役会等においてコンプライアンス意識の徹底について注意喚起を行い、これらの事実の発生後は、再発防止策にむけた適切な措置を講ずることを求めるとともに、当該施策の実施状況について監視を行っています。また、同氏が平成22年3月まで社外監査役に就任していた日本興亜損害保険株式会社は、意図的ではないものの不十分・不適切な対応により保険金の支払遅延があったとして、平成21年10月に金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、日頃より同社取締役会等において業務執行の適正性の確保に係る注意喚起を行い、事実の判明後は、再発防止措置の徹底を求めています。

- (4) 西川元啓氏は、新日本製鐵株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および弁護士としての幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
  - (5) 今井光氏は、メリルリンチ日本証券株式会社および株式会社レコフでの経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
  - (6) 藤井清孝氏は、日本ケイデンス・デザイン・システムズ株式会社、SAPジャパン株式会社、LVJグループ株式会社およびベタープレイス・ジャパン株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
7. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。社外取締役候補者である後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井光および藤井清孝の各氏が選任された場合は、各氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定です。

## 第7号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が辞任により退任いたしますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。  
監査役候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴および当社における地位<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | ※<br>さいとう たかし<br>齋藤 隆<br>(昭和27年2月11日生)   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成17年6月 当社執行役員<br>平成18年4月 当社ビジネスサポート<br>本部長<br>平成19年6月 会津オリンパス株式会<br>社代表取締役社長<br>平成22年6月 当社常務執行役員に就<br>任、現在に至る<br>オリンパスメディカル<br>サイエンス販売株式会<br>社代表取締役社長に就<br>任、現在に至る                                                                                             | 5,400株         |
| 2         | ※<br>しみず まさし<br>清水 昌<br>(昭和32年12月19日生)   | 昭和57年4月 日本生命保険相互会社<br>入社<br>平成19年3月 同社財務審査部長、現<br>在に至る                                                                                                                                                                                                                          | 0株             |
| 3         | ※<br>なごや のぶ お<br>名古屋 信夫<br>(昭和20年1月30日生) | 昭和43年10月 公認会計士後藤岩男事<br>務所（現みすず監査法<br>人）入所<br>昭和45年8月 公認会計士登録<br>昭和46年6月 税理士登録<br>昭和53年4月 新光監査法人（現みす<br>ず監査法人）社員<br>平成元年2月 中央新光監査法人（現<br>みすず監査法人）代表<br>社員<br>平成18年10月 なごや公認会計士事務<br>所長に就任、現在に至<br>る<br>平成21年6月 株式会社コア監査役に<br>就任、現在に至る<br>＜重要な兼職の状況＞<br>なごや公認会計士事務所長<br>株式会社コア監査役 | 0株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴および当社における地位<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | ※<br>な とり かつ や<br>名 取 勝 也<br>(昭和34年5月15日生) | 昭和61年4月 梶田江尻法律事務所<br>(現西村あさひ法律事<br>務所) 入所<br>平成2年6月 Davis Wright Tremaine<br>法律事務所入所<br>平成4年7月 Wilmer, Cutler &<br>Pickering法律事務所入<br>所<br>平成5年7月 エッソ石油株式会社入<br>社<br>平成7年1月 アップルコンピュータ<br>株式会社入社<br>平成9年1月 サン・マイクロシステ<br>ムズ株式会社取締役<br>平成14年3月 株式会社ファーストリ<br>テイリング執行役員<br>平成16年1月 日本アイ・ビー・エム<br>株式会社取締役執行役<br>員<br>平成22年4月 同社執行役員<br>平成24年2月 名取法律事務所長に就<br>任、現在に至る<br><重要な兼職の状況><br>名取法律事務所長 | 0株             |

- (注) 1. ※印は新任候補者です。
2. 監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者の決定プロセスについて  
監査役候補者を決定したプロセスは、16頁第6号議案「取締役11名選任の件」(注)3.に記載のとおりです。
4. 名古屋信夫および名取勝也の両氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者です。なお、清水昌氏は、社外監査役の要件を満たしておりますが、社外監査役候補者として提案いたしておりません。
5. 社外監査役候補者の選任理由について
- (1) 名古屋信夫氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営の監査を社外監査役として適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。
- (2) 名取勝也氏は、サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営を監査していただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
6. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。社外監査役候補者である名古屋信夫、名取勝也の両氏が選任された場合は、両氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定です。

以 上

## 【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使のご案内】

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイト

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。  
議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱い

- 平成24年4月19日（木曜日）午後5時30分まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係る条件

- インターネット等での議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

(1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer  
イ. PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader™ または、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader® (画面上で株主総会参考書類等をご覧になる場合)

※ Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader™ および Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (または一時解除) してください。

(4) 本サイトに接続できない場合、ファイアーウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認ください。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

|                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央三井信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル<br>(平成24年4月1日より、三井住友信託銀行株式会社となります)<br>[電話] 0120-652-031 (フリーダイヤル)<br>(受付時間 土日祝日を除く 9:00~21:00) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

|                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央三井信託銀行株式会社 証券代行事務センター<br>(平成24年4月1日より、三井住友信託銀行株式会社となります)<br>[電話] 0120-782-031 (フリーダイヤル)<br>(受付時間 土日祝日を除く 9:00~17:00) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 《機関投資家の皆さまへ》

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム (いわゆる東証プラットフォーム) をご利用いただけます。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

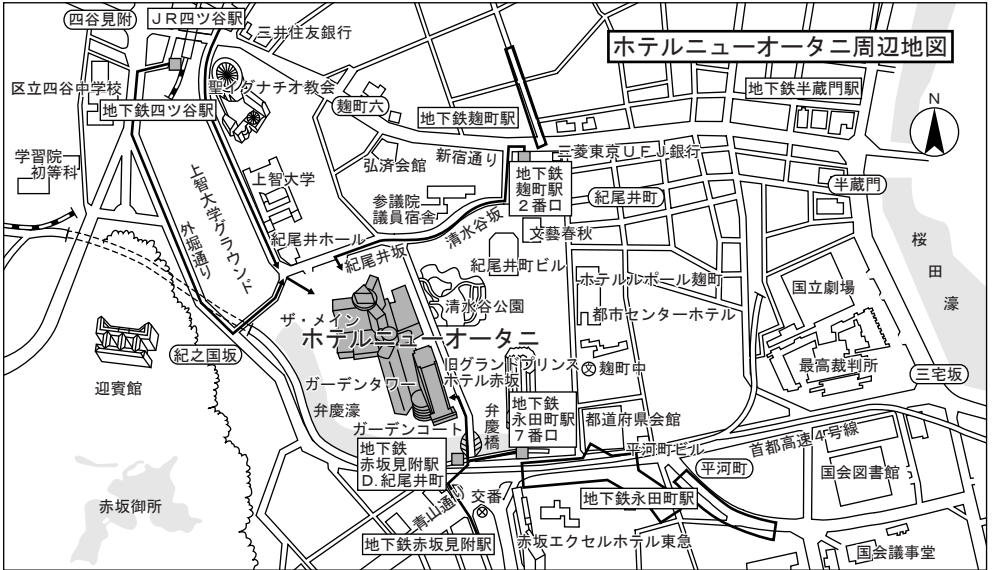
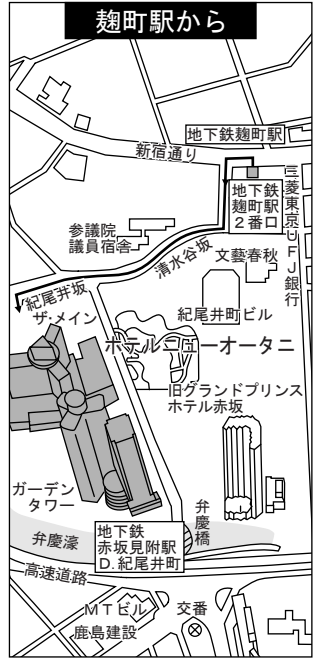
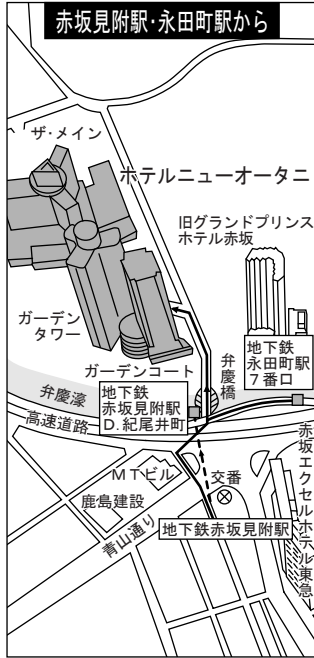
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

# 会場ご案内図

会場 東京都千代田区紀尾井町4丁目1番  
 ホテルニューオータニ ザ・メイン 宴会会場階 「鶴の間」  
 電話 (03) 3265-1111(代表)

会場の位置の関係上、四ツ谷駅または地下鉄麹町駅からお越しいただき、ザ・メイン宴会会場階入口からお入りになりますと便利です。



- 交通のご案内
- 地下鉄丸の内線銀座線 赤坂見附駅下車 D. 紀尾井町口徒歩3分
  - 地下鉄半蔵門線 永田町駅下車 7番出口徒歩3分
  - 地下鉄有楽町線 麹町駅下車 2番出口徒歩6分
  - 地下鉄丸の内線南北線 四ツ谷駅下車 徒歩8分
  - J R 四ツ谷駅下車 麹町口徒歩8分